

人権教育・啓発活動支援事業

中小企業庁事業環境部財務課

令和5年度予算額

2.0 億円 (1.9 億円)

事業の内容

事業目的

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」のほか、国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が合意され、企業活動における人権尊重への社会的要請を踏まえ、人権に配慮した経営の重要性を広く普及し、中小企業等の健全な経済活動の構築を促進します。また、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を踏まえ、重点的な支援が必要な地域又は業種における中小企業等の活性化を促進します。加えて、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等に基づき、産業振興等を含めたアイヌ施策を総合的かつ効果的に実施するため、アイヌの民工芸品の理解を深め、アイヌ中小企業の産業振興を図ることを目的とします。

事業概要

(1) 人権教育・啓発活動推進委託事業

人権教育や啓発の知見のある民間団体等に委託し、企業等を対象とした啓発事業を実施します。経営者や人権担当者等を対象として、人権の重要性や最近の動向の説明、人権教育・啓発に対する取組事例の紹介、社内教育の方法等に関するセミナーや研修の実施、パンフレット等の作成等を実施します。

(2) 人権教育・啓発活動支援委託事業

国と地方公共団体が連携し、中小企業等の経営者や従業員等を対象として、その地域独特のニーズに即したセミナーや研修、人権問題への対応に関するきめ細かな巡回相談等を実施します。巡回相談では、中小企業等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種の中小企業等に対し、公認会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等による巡回を通じて、地域や企業の実態に即した経営に係る指導を実施します。

(3) アイヌ中小企業振興対策事業

北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民工芸品の木彫事業者等の技術の向上や新商品開発のための研修等の実施を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 人権教育・啓発活動推進委託事業



(2) 人権教育・啓発活動支援委託事業



(3) アイヌ中小企業振興対策事業



○補助上限額：716.5万円

○補助率：1 / 2 以内

成果目標

(1) セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指します。

(2) 巡回指導、研修参加者で非常に役立ったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指します。

(3) 展示・販売会等の参加者でアイヌ民工芸品に大変興味を持ったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指します。